

## ↳ 相続税の更正の請求

**Q** : 先日、父の遺産分割協議がまとまり、母と兄で半分ずつ相続することとなりました。申告は未分割で提出していましたが、私は税額が戻ってくると思うのですが、どのような手続きをしたらいいのですか？

**A** : 分割が確定した翌日から4ヶ月以内に更正の請求をすることによって税金の還付が受けられます。

### 【解説】

お尋ねのような場合は、相続税法における更正の請求をすることによって税金の還付を受けることができます。

期限は、そうした事由が生じたことを知った日の翌日から4ヶ月以内となっていますので、出し忘れないようにしてください。(国税通則法にも、申告書の法定申告期限から1年以内に限り認められる更正の請求がありますが、それとは違いますので注意してください)

なお、この取扱いは、次のような場合にも同様の取扱いが受けられることとなっています。

- ① 認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、相続の放棄の取消し等により相続人に異動を生じたこと
- ② 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと
- ③ 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと
- ④ 未分割財産が3年以内に分割されたことにより、配偶者の税額軽減の額が増加したこと

